

第38号議案 長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を  
廃止する条例

目 次

- 1 条例の廃止理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 介護療養型医療施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 介護療養型医療施設に係る法改正の概要・・・・・・・・ P 2～3
- 4 施行期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

福 祉 部

令 和 6 年 2 月

## 1 条例の廃止理由

平成24年4月1日に施行された介護保険法の改正前に指定を受けていた介護療養型医療施設については、令和6年3月31日までの間、改正前の介護保険法の規定は、なおその効力を有するものとされていたが、経過措置期間が令和6年3月31日で終了することから、本市の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止するもの。

## 2 介護療養型医療施設の概要

介護療養型医療施設とは、療養病床を有する病院又は診療所であって、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を提供する施設である。

「療養病床」は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもので、医療保険の「医療療養病床（医療保険適用）」と介護保険の「介護療養病床（介護保険適用）」がある。

## 3 介護療養型医療施設に係る法改正の概要

- ・平成18年6月公布 介護保険法の一部改正

医療保険制度改革の中で、患者の状態に応じた療養病床の介護老人保健施設等への転換を促進し、医療の必要性の高い者は医療療養病床で、介護の必要性の高い者は介護老人保健施設等で対応することとされ、介護療養型医療施設は平成24年3月31日で廃止することとされた。

- ・平成23年6月公布 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正  
介護老人保健施設等への転換が進んでいない状況を踏まえ、介護療養型医療施設の廃止期限を平成30年3月31日まで延長することとされた。
- ・平成29年6月公布 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正  
介護療養型医療施設の廃止期限を令和6年3月31日までさらに6年延長することとされた。

#### 4 施行期日

令和6年4月1日

#### (参考) 長崎市内の介護療養型医療施設の状況 (令和6年2月1日現在)

令和6年2月1日現在、長崎市には介護療養型医療施設が2施設(定員合計18人)ある。

- ・1施設(定員12人)は、令和6年4月1日付けで医療療養病床に転換予定。
- ・1施設(定員6人)は、令和6年4月1日付けで一般病床に転換予定。